

一般質問通告書

次の件について、会議規則第 60 条の規定により、一般質問の通告をいたします。(全体所要時間 60 分)

平成 29 年 2 月 27 日 午前・午後 時 分 受付

広陵町議会議員 山田美津代 印

広陵町議会議長 笹井 由明 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項 1、公共交通の利用運賃の改善とより町民に便利なデマンド導入は喫緊の課題。</p> <p><内容></p> <p>元気号が再編され子ども達のデザインによるカラフルな色と絵柄で町内を走っていてもすぐに「あっ元気号だ！とわかりとても目立つのはいいのですが、有料化により11%も利用者は減るし、買い物にいけても帰りは利用できる時間帯に来てくれないから利用したくてもできないというお声はまだまだ強いです。12月議会でも他の議員からも取り上げられているこの元気号の問題、町は真剣に検討されているのですか？</p> <p>高齢者や、低所得者などに利用料の割引制度も検討されていますか？</p> <p>デマンドも検討すると言われてますが、どのように検討されていますか？</p> <p>出来ない出来ないばかりでは何も進みません。町民の足の確保のため高齢者の運転による事故が起きないように一日も早くデマンドを走らせるべきではないですか？</p>	町長
<p>質問事項 2、空き家を町が住めるよう手当して、町営住宅として活用しては？</p> <p><内容></p> <p>国土交通省は2017年通常国会に空き家を準公営住宅として活用できるよう提出すると言っていますが、それに先駆けて広陵町の老朽化して住むのに困難になってきている町営住宅への利用を検討されたら如何でしょうか？</p> <p>今380件の空き家がありアンケートで利用できる場所か倉庫とか車庫とか調べているところと聞いていますが、その調査が終われば町営住宅として利用できる空き家が何戸か、どのような状態の空き家か判明すると思います。</p> <p>その中で十分住める場所で所有者が貸してもいい所、売ってしまいたいところなどを、交渉して住めるようにしたら、町は新たに建設しなくても町営住宅を確保できます。</p> <p>現在の町営住宅居住者、空き家をどう処分したらいいかお困りの空き家所有者、町と3者ともに利することができると思います。</p>	町長
<p>質問事項 3、国保の滞納者への差し押さえが強められています。悪質な滞納者以外への差し押さえは、生活費を残すべき。</p> <p><内容></p> <p>先日の国保運営委員会で質問しましたが滞納金額を差し押さえる場合給料等を差し押さえる場合の差し押さえ禁止額では、一定の生活費は差し押さえてはいけないとの徴収法の規定があります。(徴収法76条1項、徴収法施行令34条 差し押さえ禁止額=A(給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料)+B(最低生活費相当額(現在は10万+4, 5万×家族人数×必要なら日</p>	町長

<p>割り)) + 生活費の加算額((総支給額-A-B)の2割)</p> <p>つまり最低生活費相当額Bの1.2倍が滞納者の手元に残るということとなります。ところが預金に給料が振り込まれた途端資産と見なされてわずかな金額しか残さず冷酷に預金のほとんどが差し押さえられるケースが以前あり、返還に応じないケースもありました。これから県単位化の国保になれば町は100%上納しなければならずこの差し押さえの強化が予想されます。生活費、年金など差し差し押さえできない性質のお金は通帳に振り込まれてもお金の性質は変わりません。振り込まれれば一般債権になるとはとんでもない論理です。</p>	
<p>質問事項 4、就学援助制度の入学準備金は前倒しで支給すべき。</p> <p><内容></p> <p>12月議会では王寺町が就学援助金を入学前に支給を決めたと質問しましたがその後、河合町も上牧町も奈良市でも前倒しを始めています。北葛城郡でやってないのはなんと広陵町だけです。すぐに始めるべきではないですか？所得把握の基準が前年度で確認するのが遅くなるからとの理由も挙げていますが役所仕事の典型です。</p> <p>必要な時に支給するのは当たり前のこと。他町村が出来て広陵町ができないのはさらに問題です。即改善すべきです。他の町が出来て何故広陵町ではできないのですか？又入学準備金も2倍になっていると聞いています。町はいくら支給ですか？</p>	<p>教育長</p>
<p>質問事項</p> <p><内容></p>	

質問の内容につきましては、詳細に入してください。